

議事日程第1号

平成17年12月2日（金）

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 請願第1号の取下げについて

第4 議案上程（議案第96号から第98号まで）

決算特別委員長報告、質疑、討論、表決

第5 議案上程（議案第100号から第157号まで）

提案理由の説明（市長）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（36人）

1番 佐藤 巳次郎	2番 高野 寛志	3番 夏井 清勝
4番 大渕 與吉	5番 三浦 利通	6番 吉田 清孝
7番 佐藤 寿男	8番 木元 利明	10番 中田 俊雄
11番 戸部 幸晴	12番 船木 重秋	13番 三浦 一郎
14番 畠山 富勝	15番 吉田 孝一郎	16番 古仲 清紀
17番 船橋 金弘	18番 大森 勝美	19番 小松 穂積
20番 安田 健次郎	21番 佐藤 美子	22番 笹川 圭光
23番 船木 茂	24番 越後 貞勝	25番 三浦 悅朗
26番 船木 正博	27番 柳楽 芳雄	28番 佐藤 善市郎
29番 鎌田 清太郎	30番 竹村 健一	31番 相澤 哲夫
32番 佐藤 俊一	33番 加藤 春吉	34番 中田 謙三
35番 高桑 國三	36番 吉田 清美	37番 杉本 博治

欠席議員（1人）

9番 中田 敏彦

議会事務局職員出席者

事務局長	菅原政義
次長	加藤謙一
局長補佐	小玉一克
主査	畠山隆之
主査	湊智志

説明のため出席した者

市長	佐藤一誠	助役	佐藤文衛
収入役	伊藤正孝	教育長	高橋金一
監査委員	加藤金一	企業管理者	小野忠儀
総務企画部長	板橋継喜	市民福祉部長	三浦正勝
産業建設部長	山口淨児	若美総合支所長	畠山信英
病院事務局長	中川良一	教育次長	宇佐美金治
企業局長	西方文太郎	農業振興局長	三浦光博
企画政策課長	高桑直廣	総務課長	沖口重博
財政課長	武田英昭	福祉事務所長	今泉金正
農林水産課長	清水博己	地域振興課長	加藤透
病院総務課長	夏井八洲夫	会計課長	佐藤隆二
選管事務局長	佐藤龍雄	監査事務局長	小坂幸明
農委事務局長	佐藤康利		

午前10時 5分 開 会

○議長（杉本博治君） これより平成17年12月定例会を開会いたします。

中田敏彦君から欠席の届け出があります。

諸般の報告は、朗読を省略いたしたいと思います。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事は議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 会期の決定

○議長（杉本博治君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から16日までの15日間といたしました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（杉本博治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

15番吉田孝一郎君、16番古仲清紀君を指名いたします。

日程第3 請願第1号の取下げについて

○議長（杉本博治君） 日程第3、請願第1号の取下げについてを議題といたします。

本件については、教育厚生委員会に付託され、継続審査中であります請願第1号船川港金川多目的広場（OGAマリンパーク）内に専用グラウンドゴルフ場の早期整備を求める請願について、請願者より男鹿市議会会議規則第19条第2項の規定により、取下げしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願第1号の取下げについては、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号取下げについては、

これを承認することに決しました。

日程第4 議案第96号から第98号まで一括上程

○議長（杉本博治君）　日程第4、議案第96号から第98号までを一括して議題いたします。

決算特別委員会に付託されておりました議案第96号平成16年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、及び議案第97号平成16年度若美町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに議案第98号平成16年度男鹿市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定にかかる審査の経過並びに結果について、決算特別委員長の報告を求めることにいたします。

4番 大渕與吉君

【4番 大渕與吉君 登壇】

○4番（大渕與吉君）　先の臨時会において決算特別委員会に付託になりました議案第96号平成16年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第97号平成16年度若美町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、及び議案第98号平成16年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についての以上3件について、審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

本委員会は、去る11月16日に開会し、正副委員長互選の後、その審査をいたしましたのであります。審査の方法としては、伊藤収入役から一般会計並びに各特別会計にかかる補足説明を求め、さらに加藤監査委員から決算審査における総括意見を求めたのであります。また、同時に決算にかかる証書類を閲覧し、それぞれ実質審査をしたのであります。各会計の決算概要については、11月臨時会の本会議において、市長から説明されておりますので、省略させていただきますが、決算額については、男鹿市、若美町及び新市暫定分を合算し、その後、打切り決算に伴う調整を行ったもので、一般会計の歳入が182億690万4千45円、歳出が178億3千607万4千401円で、歳入歳出差引額が3億7千82万9千644円となっております。

また、国民健康保険特別会計では、歳入が40億4千810万4千484円、歳出が38億4千996万5千536円で、歳入歳出差引額が1億9千813万8千948円となっております。

老人保健特別会計では、歳入が51億5千112万314円、歳出が51億1千31万4千955円で、歳入歳出差引額は4千80万5千359円となっております。

診療所特別会計では歳入が3千334万1千401円、歳出が2千963万199円で、歳入歳出差引額は371万1千202円となっております。

介護保険特別会計では、歳入が25億1千695万7千918円、歳出が24億1千955万7千88円で、歳入歳出差引額は9千740万830円となっております。

デイサービス事業特別会計では歳入が1億6千642万6千609円、歳出が1億5千684万7千508円で、歳入歳出差引額が957万9千101円となっております。

下水道事業特別会計では、歳入が17億7千197万5千505円、歳出が17億5千969万7千25円で、歳入歳出差引額は1千227万8千480円となっております。

農業集落排水事業特別会計では歳入が8千442万8千907円、歳出が8千335万3千141円で、歳入歳出差引額が107万5千766円となっております。

漁業集落排水事業特別会計では歳入が1億2千799万1千380円、歳出が1億2千600万8千181円で、歳入歳出差引額は198万3千199円となっております。

次に、質疑のあった主な点について申し上げます。

第1点として、平成14年11月に策定した第4次男鹿市行政改革大綱の進捗状況と、その評価についての質疑があり、当局より第4次行革大綱は、合併前の平成15年度から16年度までの2ヵ年計画で実施されてきたもので、1つ目の事務事業の見直しについては、経常経費の削減と財源の確保に努めることにしており、就職祝金の見直し、敬老祝金の減額等を行ったほか、補助金、負担金の整理、合理化については、男鹿地区交通安全協会の補助金を廃止するとともに、飛鳥船川寄港歓迎実行委員会補助金を減額している。

2つ目の組織機構を再編し、合理的な運営を図ることについては、市民生活行政と環境防災行政の一層の推進を図るということで、機構改革を行っている。また、児童施設の統廃合として、椿へき地保育所を船川保育所へ、学校の統廃合については、船川第二小学校と男鹿中小学校を船川第一小学校へ、椿小学校を船川南小学校へそれぞ

れ統合している。

3つ目の定員管理と給与の見直しについては、特別職の給与の引き下げと管理職手当等の見直しを実施している。また、職員の資質向上のための能力開発の推進、審議会の見直しも実施している。全体的には推進項目76件のうち、64件を実施し、達成率は84.2パーセントとなっており、金額的には15年度と16年度で約2億円削減できたとの答弁があったのであります。

第2点として、旧ユースホステルの解体にかかる工期と工事請負額について。また、旧ユースホステルの跡地の利用計画についての質疑があり、当局より、解体工事の工期が平成16年12月26日から17年2月10日、工事請負額は1千221万1千500円、展望公園の測量設計委託料は149万1千円である。また、解体工事については、男鹿温泉郷協同組合とともに、旧ユースホステルの跡地を将来的にいろいろな可能性のある場所として位置づけ、協議、選定してきた経緯があり、当初の予定地である温泉中央地の取得が難しい状況にあったことからも、旧ユースホステルの跡地の利用を計画してきたものである。その後、中央地の取得が可能となったことと、旧ユースホステルの跡地の法面崩落の修復に多額の経費がかかることから、今年の5月頃に建設地を温泉郷の中央地に変更したものであるとの答弁があったのであります。さらに、経費を投じた場合については、今後の環境整備事業の中で、散策路等の整備も含め、地元と協議をし、検討してきたとの答弁があったのであります。

第3点として、おが地域振興公社の社長に市長がなっていることについての見解について質疑があり、当局から、市長がおが地域振興公社の社長となることは法的に問題がないと判断しているが、今後、どういう体制がいいのかを検討してまいりたいとの答弁があったのであります。

第4点として、市税の滞納について、年々増加傾向にあり、国保税の滞納についても市税の倍以上になっているが、今後どのようにして収納率を上げていくのかとの質疑があり、当局から一般税では16年度の滞納繰越額が4億3千422万2千円、15年度に比較して2千791万3千円6.9パーセントの増、国保税の滞納繰越額は3億8千952万2千円で、15年度に比較して2千467万4千円6.8パーセントの増になっている。この対応策として、休日、夜間の臨戸徴収、納税相談の実施、管理職による滞納整理本部の設置、口座振替の加入促進などを行っているほか、文書

催告の強化や滞納者の分析、納税組合への納税思想の普及にも努めているとの答弁があつたのであります。

特に国保税の未納に対しての納税相談では、納税相談通知発送所帯 332 件のうち、相談件数が 242 件、未相談件数が 90 件で、納付額は 775 万 2 千 80 円で、完納所帯は 22 件となっている。今後も未相談所帯に対しては、訪問、電話、文書催告などで粘り強く折衝し、収納率の向上に努めてまいりたいとの答弁があつたのであります。

第 5 点として、財政の現状認識についてであるが、公債費比率等の数値がどうなれば財政構造健全化策定団体の指定を受けるのかとの質疑があり、当局から、現在県では市町村財政構造健全化対策要綱を定めており、実質収支が赤字の団体、経常収支比率が 85 パーセント以上、かつ公債費比率が 20 パーセント以上の団体、その他財政構造の悪化が懸念されると認められる団体のいずれかに該当する場合、指定されたとの答弁があつたのであります。

第 6 点として、温浴ランドおがの入館料 300 円に入湯税が 150 円入っているが、公衆浴場的な状況であることから、課税免除にすべきでないか。また、旧簡易保険保養センターの入湯税について、日帰り利用者から取っていないということで、特別徴収義務者の郵政公社からは徴収していないと理解しているが、税務当局では、それを課税していなかったのかとの質疑があり、当局から、入湯税の課税免除については、日常生活上、欠くべからざるもの、または療養のための必要な行為と認められるものについては、課税免除をすることが適当であるとされているが、現在、市当局の施設においては、これに該当するものはないとの答弁があつたのであります。

また、日帰りの利用客に対しては課税していなかったとの答弁があつたのであります。

第 8 点として、新市の目玉に観光振興策がうたわれているが、平成 16 年度の観光客数と宿泊客数の推移について、また、男鹿観光の活性化を図るための施策や手法を持ち合わせているのかとの質疑があり、当局から、観光客数については、平成 16 年度では旧男鹿市分で 244 万 3 千人、旧若美町分で 24 万 6 千人、そのうち宿泊者数は旧男鹿市分で 24 万 7 千人、旧若美町分で 1 万 2 千人、旧男鹿市分の宿泊率は 10.1 パーセント、これは男鹿水族館への日帰り客が増え、宿泊率が下がったことが要因

であるとの答弁があったのであります。

また、観光の活性化については、宿泊施設関係者と市民全体にかかわることであるが、接客、接遇、お客様が来られて良かったという気持ちで帰られる体制をつくり上げることや、料理についても地元の特色あるものを提供することが活性化につながるとの答弁があったのであります。

また、冬場の観光客数が伸び悩んでいるが、冬場の施設を利用したイベントなどを定着させ、誘客を図っているところである。さらには旅行エージェントと、いろいろな旅行商品企画の創設や、教育旅行の誘致など、男鹿の特色を売り込みながら、中、高、大学生に対して働きかけをしており、徐々にではあるが増えてきているとの答弁があったのであります。

第9点として、松くい虫の防除対策について、平成16年度の対応とあわせて将来どう対応策を講じていくのか、また、樹種転換を優先して実施する場合、植樹については、市民から労力提供をしてもらう施策があってもしかるべきでないかとの質疑があり、当局から旧男鹿市では昭和63年から防除対策をはじめ、平成16年度末までに11億2千万円ほどの予算を投じてきたが、残念ながら撲滅するには至っていない状況である。これまで樹種転換や伐倒薰蒸、銘木古木については、樹幹注入をしてきたが、すべて撲滅できないことから、道路沿線上を集中的に実施している。しかし、今だ対応しきれないのが現状であるとの答弁があったのであります。

また、県では本市と八竜町との境界周辺を伐倒薰蒸や樹幹注入などにより手厚く防除すると伺っている。いずれにしても、市単独で対応することは、非常に難しく、国の補助や県の助成を活用しながら対応を講じていかざるを得ない。また、植樹の市民ボランティアについては、今後検討したいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本特別委員会に付託されました議案第96号から98号までについては、採決の結果、起立多数により原案どおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（杉本博治君） これより委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

19番

○19番（小松穂積君） 委員長に1つだけですけれども、お尋ねしたいと思います。

まず、初めに議事録にとどめる上で懸念されることがありますて、若干私の耳が悪かったのかどうかわかりませんけれども、ケンネンとかという言葉、あるいはシュウトクという言葉がありますて、多分取得なのかなというふうに感じおりましたが、その辺をぜひ事務局の方でもよく措置をしていただきて、聞いているものと書いているものが違うと意味が変わる場合がございますので、それをご注意願いたいということです。

それから、最後の方に、採決の結果というご発言がありました。したがいまして、採決の、多分討論があったと思うので、そこで採決がなされたんだというふうに思いますが、どういう趣旨のところで討論が出されたのかどうかですね。それから、採決は賛成多数ということは原案はよろしいということ、認定はいいということですけれども、中身ですね、表決の中身をお知らせ願いたいとこういうことです。

○議長（杉本博治君） 大渕委員長。

【4番 大渕與吉君 登壇】

○4番（大渕與吉君） 小松議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

第1点の私の報告、発音がはっきりしなかったようでございますので、その点につきましては、私も初めての経験でございますので、申しわけございませんでした。訂正いたしたいと思います。よろしくお願ひいたしたいと思います。

また、2点目の採決によるということでございますけれども、これは反対討論という討論はございませんでした。ただ、質疑の中におきまして、私はこれは反対であるということを申し上げた議員がおりまして、それで委員長として、私は採決をしたわけでございます。

以上でございます。

それで、結果は1人確かに、1人の何といいますか、起立しなかった方がおったんではなかろうかと、そう記憶しております。

私もメモしておったんですけども、はっきりしなかったんですけど、96号であったようでございます。よろしいですか。

○議長（杉本博治君） さらにございませんか。19番小松穂積さんの質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。1番佐藤巳次郎君。1番

○1番（佐藤巳次郎君） 私から議案第96号男鹿市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

決算書の7款商工費のうち観光施設費、男鹿温泉郷環境整備工事1千221万1千500円、並びに同測量費149万1千円の決算額となっております。これは昨年9月議会に男鹿温泉郷海岸部にありました旧ユースホステルの建物を解体し、市で温泉郷環境整備事業としてイベント広場、屋内ステージ、展望公園、足湯等を整備するとして、従来の計画を変更する事業費3億6千万円の計画提案が出されてきました。この解体予定建物は財団法人、日本ユースホステル協会会长森喜朗、元総理大臣が経営しているもので、昭和42年に県と市で誘致し、市有地を無償で提供し開業したもので、平成9年から営業休止をしていたもので、現在では廃屋で使用不能の建物であったわけあります。市では、その解体費用財源として日本ユースホステル協会が500万円、市の負担812万5千円の予算を提案してきました。市では解体するに協会側と事前に覚え書きを交わしており、私は昭和42年の開業するに結んだ普通財産譲与契約書の提出を求め、当局はその契約書の確認すらせず、ようやく捜しあて提出してきました。その条文にはユースホステルの用に供しないときは市に土地を返還すること等の内容が含まれており、市は返還請求件があることを認めましたが、解体費用は提案すると主張、私は市で民間建物の解体に市民の税金を使うことは悪例となり、また日本ユースホステル協会の財務内容から見ても市の財源を使うべきでないと予算に反対しました。また、議会側の強い対応を見て、9月議会ではユースホステル跡地の利用計画を速やかに作成し、議会と協議し、理解を得て実施すると当局で発言し、予算は凍結状態になりました。しかし、12月議会で所管委員会が跡地の利用計画に賛成したとして、予算の執行が強行されました。私は、以前からイベント広場、屋内ステージ等、環境整備は温泉の中央部を持って来るべきで、ユースホステル跡地は中央部からかなり離れ、温泉客等はわざわざ足を運んでイベント参加は無理と主張してまいりました。市では、今年度に入り、ユースホステル跡地の海岸部が災害により崩

落したとして、今度は難しいとしていた男鹿温泉中央部の土地取得が可能になったとして、計画変更を提案してまいりました。私はユースホステル跡地の災害箇所と言われる現地を調査し、地元地域の方からも聞き取り調査をした結果、ことしに入っての災害箇所は見当たらず、以前からのものであり災害工事も行われていないことが判明し、温泉中央部へ変更するための理由、言いわけをつくったとしか思われません。今になれば何のための解体か、全く市民の税金の無駄遣いとなり、私の主張の正しさがはっきりしたのではないですか。男鹿市は解体工事への負担の誤りと跡地利用を変更しなければならないという二重の誤りを犯した結果となりました。本市の財政事情を無視した市民不在の予算執行と言わなければなりません。

以上の理由により、本議案には反対するものあります。皆さんのご賛同を期待するものあります。

○議長（杉本博治君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。まず、議案第96号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（杉本博治君） 起立多数であります。よって、議案第96号平成16年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定されました。

次に、議案第97号及び98号について、一括して採決いたします。本2件に対する委員長の報告は認定であります。本2件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（杉本博治君） 起立多数であります。よって、議案第97号及び平成16年度若美町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに議案第98号平成16年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

日程第5 議案第100号から第157号まで一括上程

○議長（杉本博治君）　日程第5、議案第100号から第157号までを一括して議題といたします。職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

- 議案第100号 男鹿市立学校給食共同調理場等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第101号 男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 男鹿市若美地区漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の制定について
- 議案第103号 男鹿市個人情報保護条例の制定について
- 議案第104号 男鹿市表彰条例の制定について
- 議案第105号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 議案第106号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第107号 男鹿市児童館の指定管理者の指定について
- 議案第108号 男鹿市若美老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 議案第109号 男鹿市北部デイサービスセンター及び男鹿市中央デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第110号 男鹿市若美デイサービスセンター「ふれあい荘」の指定管理者の指定について
- 議案第111号 男鹿市北部在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
- 議案第112号 男鹿市農村婦人の家の指定管理者の指定について
- 議案第113号 男鹿市農林水産物直売所の指定管理者の指定について
- 議案第114号 平岱山牧野の指定管理者の指定について
- 議案第115号 館沼牧野及び館沼第2牧野の指定管理者の指定について
- 議案第116号 男鹿市畑作園芸試験研究センターの指定管理者の指定について

- 議案第117号 男鹿市種苗センターの指定管理者の指定について
- 議案第118号 福米沢地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第119号 野石地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第120号 福野地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第121号 申川地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第122号 ハッ面地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第123号 国民宿舎男鹿の指定管理者の指定について
- 議案第124号 温浴ランドおがの指定管理者の指定について
- 議案第125号 夕陽温泉WAOの指定管理者の指定について
- 議案第126号 インフォメーションセンターわかみの指定管理者の指定について
- 議案第127号 なまはげ館の指定管理者の指定について
- 議案第128号 若美かんぽの里コテージ村の指定管理者の指定について
- 議案第129号 サンワーク男鹿及び男鹿市トレーニングセンターの指定管理者の指定について
- 議案第130号 男鹿市総合技能センターの指定管理者の指定について
- 議案第131号 男鹿市勤労青少年ホーム指定管理者の指定について
- 議案第132号 男鹿市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 議案第133号 若美南部地区運動広場の指定管理者の指定について
- 議案第134号 福川地区運動広場の指定管理者の指定について
- 議案第135号 わかみふれあい創明館の指定管理者の指定について
- 議案第136号 渥端地区集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第137号 釜谷地地区集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第138号 福米沢地区センターの指定管理者の指定について
- 議案第139号 柳原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第140号 石田川原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第141号 福野地区集会施設の指定管理者の指定について
- 議案第142号 若美歴史学習交流館の指定管理者の指定について
- 議案第143号 若美文化振興館の指定管理者の指定について
- 議案第144号 若美文化交流館の指定管理者の指定について

- 議案第145号 若美中山間地域活性化施設の指定管理者の指定について
- 議案第146号 野石地区農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
- 議案第147号 平成17年度男鹿市一般会計補正予算（第3号）について
- 議案第148号 平成17年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第149号 平成17年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第150号 平成17年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第151号 平成17年度男鹿市デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第152号 平成17年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第153号 平成17年度男鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第154号 平成17年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第155号 平成17年度男鹿みなど市民病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第156号 平成17年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第157号 平成17年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第1号）について

○議長（杉本博治君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 皆様おはようございます。

本日、平成17年12月定例会を招集し、諸議案のご審議をお願いするものであります。提出議案の説明に先立ちまして、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、去る10月1日を基準日として実施されました平成17年国勢調査における本市人口の概数についてであります。総人口は3万5千630人で、男性が1万6

千795人、女性が1万8千835人、また、世帯数は1万1千940世帯となっております。

これを前回の平成12年の調査と比較いたしますと、人口で2千500人、6.56パーセントの減、世帯数でも165世帯、1.36パーセントの減となっているものであります。

この人口減少の要因につきましては、今後、国における集計結果により明らかになりますが、主として青年層の市外流出や少子化によるものと推察いたしております。このことから、新市建設計画を着実に推進し、人口減少の抑制に努めてまいりたいと存じます。

次に、男鹿みなと市民病院の状況についてであります。

現在、常勤医師10名体制で診療しておりますが、神経内科医師が明年2月末に、産婦人科医師が3月末に、また、内科医師1名も退職するとの表明がありました。

私といたしましては、その慰留に誠心誠意努めたものの、3名の医師の決意は堅いものと受けとめております。

このような状況から、私は従来からの常勤医師確保の活動をさらに強化し、院長、事務局長と共に秋田大学関係教授に充足方をお願いするとともに、常勤医師の派遣先を決定する「地域医療検討委員会」に強く要請しているところでありますが、大学医局にも余裕がなく、厳しい状況にあります。また、自治医科大学卒業医師の派遣につきましても、秋田県医務薬事課に対し、私も直接出向いてお願いしているほか、厚生連病院からの応援など、医師確保に全力を尽くしているところでありますが、医師を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このことから、今後もあらゆる手段を講じながら医師確保に努めてまいりますので、議員の皆様のご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、県漁協の統合市場の建設についてであります。このことにつきましては、去る6月定例会において旧製函工場跡地に決定した旨、ご報告申し上げましたが、市といたしましては船川港湾用地に計画いたしております地場産品販売センターと一体的に整備することにより、事業の効果が最大限に発揮されるとともに、中心市街地の活性化が図られるものと考え、去る11月11日、県漁協に対し船川港湾用地への建設を再度お願いしてきたところであります。

県漁協から正式な回答は来ておりませんが、市の要望を受け入れる方向であると伺っております。

次に、八郎湖周辺清掃事務組合の廃棄物処理施設整備計画についてであります。このことにつきましては、処理施設に隣接する3町内会との環境対策については協定が整い、これを踏まえ、地権者との物件補償費等の契約はほぼ終え、現在、建設用地の契約に取り組んでいるところであります。

廃棄物処理方式につきましては、去る11月28日開催の同組合全員協議会において協議いたしておりますが、今後さらに検討することにいたしております。

次に、農業の状況についてであります。

まず、米の買い入れ状況につきましては、出荷契約数量は24万2千831俵に対し、11月末現在の買い入れ数は22万8千989俵で、その割合は94.3パーセント、また、一等米比率は一部でカメ虫被害もあり、89.4パーセントとなっております。

メロンにつきましては、計画出荷数量を上回ったものの、主産地との競合や景気の低迷等による消費の減により、単価が前年より大幅に下がり、販売金額は2億6千900万円と前年と比較して3千万円近く減少しております。

和梨につきましては、春先の低温や降雹の被害や主産地との競合による安値が続き、出荷数量は578トン、販売額は1億470万円となり、数量、販売額ともに平年と比較し5割以上の落ち込みで、昨年の台風被害と2年連続の大幅な減収となっております。

花きにつきましては、切り花菊の出荷額は6千300万円で、昨年同期と比べ320万円多くなっております。また、アルストロメリアとユリは作柄は良好で計画を上回る出荷数量となっておりますが、景気の低迷等の影響で単価が低下し、販売額は2千680万円で昨年同期と比べ247万円減少しております。

ぶどうにつきましては、8月、9月の高温により着色がやや遅れたものの、販売額は2千93万円で、昨年より183万円多くなっております。

葉タバコにつきましては、去る11月22日から検査が行われておりますが、収量は立ち枯れ病などにより昨年を下回っております。

転作大豆につきましては、9月の台風の影響により品質は小粒傾向で、現在も選別・

調整作業が進められております。

次に、男鹿市農林漁業後継者等奨励条例による認定状況についてであります。

市では、農林漁業の振興及び活性化を図ることを目的に、一定の条例を満たす場合、50万円を交付する制度を平成4年度から実施してきています。

本年度は、去る11月25日に2名を農業後継者として認定したところであり、これまでの認定者は、農業では9名、漁業では7名の計16名となっております。

次に、ハタハタ漁についてであります。

まず、去る9月20日から操業しております沖合い底びき網漁につきましては、11月30日現在、昨年と比較し20トン多い61トン、漁獲額でも3千200万円多い6千400万円となっております。

また、ハタハタ資源対策協議会では、ことしの漁獲枠を昨年と同様の2千500トンと決定し、その配分比率は従来どおり沖合いが4で沿岸で6の割合となっており、漁協各支所への配分は昨年と同程度になると伺っております。

また、沿岸季節ハタハタ漁は、昨日、北浦地区で先発隊と見られる約1トンの水揚げがあり、本日船川管内でも若干の水揚げがありました。

今後、早期の本隊接岸に期待しているところであります。

次に、観光の状況についてであります。

本年、9月、10月における観光客の入り込み数は、若美地区を含め約44万6千人で、昨年同期に比べ13.4パーセントの減、また、男鹿温泉郷の宿泊客数は4万300人で、昨年と比較し9パーセントの減と推計いたしております。

この主な要因といたしましては、昨年は男鹿水族館G A Oがオープンしたことや、本年は愛知万博の開催があり、大きく影響しているものと考えております。

しかし、10月は愛知万博が終了したことなどから、男鹿温泉郷の宿泊客数が昨年を若干上回るなど、回復の兆しが見えはじめておりますので、今後の宿泊客増に期待しているところであります。

次に、除雪対策についてであります。

冬期間における円滑な交通確保のため、12月10日から除雪対策本部を設置し、これまで同様生活道路の確保と、特に市民生活に影響の大きいバス路線、主要幹線道路などは県と連携をとり、早期除雪に努めるとともに、急坂箇所の凍結防止のため、

融雪剤を散布するなど、きめ細かな対策を実施してまいります。

次に、市の記念日についてであります。

本年3月22日に旧男鹿市と若美町が合併し、新市が発足いたしましたが、その記念日を「3月22日」と定めることとし、また、1周年を記念し明年3月21日に式典を行う予定であり、市民の皆様とともに祝いいたしたいと考えております。

次に、本市福川地区に埋設処理された有機塩素系農薬の汚染についてであります。

昨日、県地域振興局の担当部長が、急遽来庁し、県が平成14年度より埋設農薬の環境調査をしておりましたが、その結果、微量の農薬成分等の検出が懸念されるとの報告を受けたところであります。

このため県では、本日午後から福川地区住民に、説明会を開催すると伺っております。

なお、正確な汚染数値等の詳細については、連絡があり次第ご報告申し上げます。

次に、各種事業の進捗状況についてであります。

まず、脇本保育園整備事業の建築工事につきましては、45パーセントの進捗率となっております。

農林水産関係につきましては、餅ヶ沢地区のほか11件の自然災害防止工事及び16年災の中石地区のほか5件の農地農業用施設災害は既に完成しております。

漁港関係では、門前漁港機能高度化事業の防波堤延伸工事は完成しており、同じく臨港道路工事は90パーセントの進捗率で、船越漁港ほか1件の漁港漁村活性化対策事業と脇本地区築いそ設置工事は既に完成いたしております。

また、水産物供給基盤整備事業の若美漁港防波堤工事及び野石地区漁礁設置工事、並びに漁業集落環境整備事業による若美地区の雨水排水路工事は完成しております。

建設関係では、なまはげライン道路補修修繕工事及び道路舗装改良工事の相の沢赤石台線ほか2件は完成し、三本松橋本線道路改良工事は50パーセント、打ヶ崎飯の森線及び申川鵜木線道路改良工事は、それぞれ20パーセントの進捗率となっております。

また、災害応急工事の打越立松線ほか1件は完成し、宮の下・関の沢線は40パーセント、大増川改修工事は20パーセントの進捗率となっております。

鵜木団地の公営住宅建設工事は70パーセントの進捗率で、このほか内子第2団地

3戸の公営住宅建設工事を発注しております。

公園関係では、総合運動公園整備工事が90パーセント、弓道場建設工事は50パーセント、脇本近隣公園整備工事は70パーセントの進捗率となっております。

公共下水道事業は93パーセントを発注し、進捗率は60パーセント、若美地区の漁業集落排水事業については78パーセントを発注し、進捗率は50パーセントとなっております。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第100号男鹿市立学校給食共同調理場等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、明年4月1日から男鹿市立小中学校五里合共同調理場を男鹿市立小中学校北部共同調理場へ統合することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第101号男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿総合運動公園内に建設中の弓道場が明年4月1日に供用開始することから、使用料金等を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第102号男鹿市若美地区漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の制定についてであります。

本議案は、若美地区漁業集落排水事業に要する費用の一部として徴収する分担金について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第103号男鹿市個人情報保護条例の制定についてであります。

本議案は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、男鹿市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例の全部を改正するものであります。

次に、議案第104号男鹿市表彰条例の制定についてであります。

本議案は、本市が行う表彰に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第105号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。

本議案は、市町村合併により秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少したこと、並びに水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が本年7月1日から施行されたことに伴い、同組合規約の一部を変更するものであります。

次に、議案第106号秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。

本議案は、市町村合併により秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数が減少したことによるものであります。

次に、議案第107号から第146号までの指定管理者の指定についてであります。

本40件は、本市所有施設について、それぞれ指定管理者を指定するものであります。

次に、議案第147号平成17年度男鹿市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

本補正予算は、集中豪雨等による災害復旧事業費、観光案内機能施設整備事業費、アスベストによる公害防止対策事業費、除雪費、職員の給与改定及び異動調整による人件費等を措置したもので、歳入歳出それぞれ3億6千930万円を追加し、補正後の予算総額を173億5千514万3千円とするものであります。

次に、議案第148号平成17年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本補正予算は、職員の給与改定及び異動調整による人件費を措置したもので、歳入歳出それぞれ370万3千円を追加し、補正後の予算総額を41億281万3千円とするものであります。

次に、議案第149号平成17年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本補正予算は、前年度からの繰越金及び給与改定による人件費を措置したもので、歳入歳出それぞれ57万6千円を追加し、補正後の予算総額を3千231万8千円とするものであります。

次に、議案第150号平成17年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本補正予算は、職員の給与改定及び異動調整による人件費を措置したもので、歳入歳出それぞれ 317万8千円を追加し、補正後の予算総額を 30億2千455万円とするものであります。

次に、議案第 151 号平成 17 年度男鹿市ディサービス事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本補正予算は、中央及び北部ディサービスセンターの指定管理者の指定に伴い、債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第 152 号平成 17 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本補正予算は、船越ポンプ場改築工事費の精算並びに給与改定及び異動調整による人件費等を措置したもので、歳入歳出それぞれ 587万2千円を増額し、補正後の予算総額を 17億2千839万6千円とするものであります。

次に、議案第 153 号平成 17 年度男鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本補正予算は、排水処理施設等の修繕に要する費用と消費税の確定による納税額を措置したもので、歳入歳出それぞれ 317万2千円を追加し、補正後の予算総額を 8 千348万8千円とするものであります。

次に、議案第 154 号平成 17 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本補正予算は、職員の異動調整による人件費を措置したもので、歳入歳出それぞれ 11万8千円を追加し、補正後の予算総額を 7千15万3千円とするものであります。

次に、議案第 155 号平成 17 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本補正予算は、職員の給与改定及び異動調整による人件費を措置したもので、収益的収支の支出で 6千693万6千円の減額を見込んだものであります。

次に、議案第 156 号平成 17 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本補正予算は、収支全般の見直しを図ったもので、収益的収支の収入で 1千836 万4千円の増額、支出で 825万9千円の増額を、資本的収支の収入で 155万4千

円の減額、支出で1千426万5千円の増額をそれぞれ見込んだものであります。

次に、議案第157号平成17年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本補正予算は、収支全般の見直しを図ったもので、収益的収支の収入で301万1千円の減額、支出で472万6千円の増額を、資本的収支の収入で1千339万円の減額、支出で1千45万6千円の減額をそれぞれ見込んだものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、議案第152号のところで587万2千円の増額と申し上げましたが、減額でございますので訂正させていただきます。大変失礼をいたしました。以上でございます。

○議長（杉本博治君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。なお、明日3日から5日までは議事の都合により休会し、12月6日午前10時より本会議を再開し、市政に対する一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時12分 散 会